

デジタル原則への適合性の点検・見直し作業の 方針案（類型化・フェーズ）

デジタル臨時行政調査会作業部会
第1回資料

構造改革のためのデジタル原則の全体像

○「包括的データ戦略」（令和3年6月）にて提示された7層のアーキテクチャを参考に、**デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則**を整理。

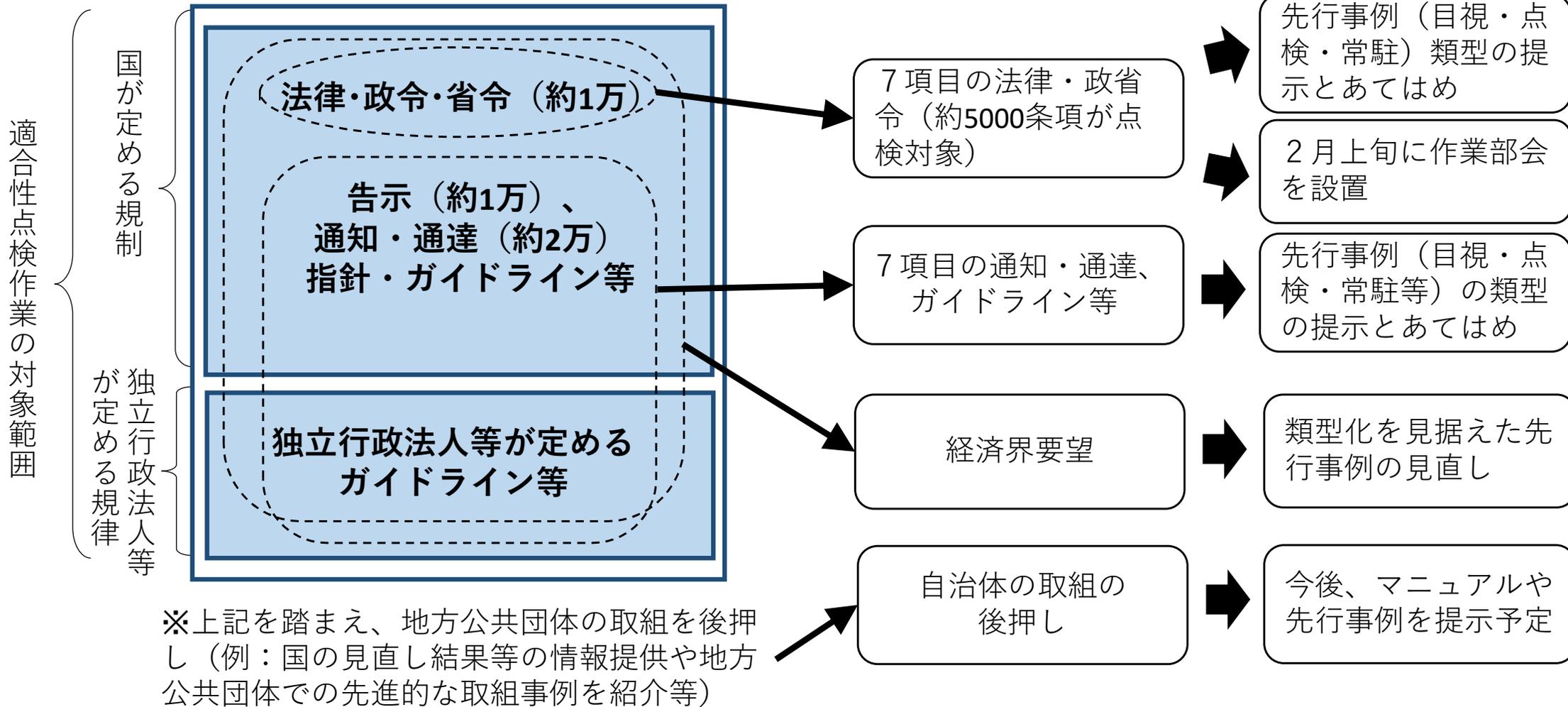
第7層 新たな価値の創出		改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ^{じん} ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)	
アーキテクチャ		構造改革のためのデジタル原則（案）	
第6層 業務改革・BPR／組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。	
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。	
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。	
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。	
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。	
第1層 インフラ			

デジタル原則への適合性の点検・見直作業

<デジタル原則への適合性の点検対象の規律の範囲>

<作業項目>

<作業状況>



目視・実地監査規制の類型化（案）

2022.2.8

PHASE 1

目視・
実地監査規制

- ①法令等により「目視」「実地」「巡視」「見張人を配置」と規定
 - ②法令等により「目視等」「見張り」と規定されているが、代替手段が不明確
- 例) 廃棄物最終処分場の目視検査、固定資産の実地調査、火薬類存置場所における見張人の常時配置

一定の基準への適合性を判定
(検査・点検・監査)

実態・動向などの明確化
(調査)

監視
(巡視・見張)

類型 1

類型 2

類型 3

PHASE 2

情報収集の
遠隔化、
人による評価

- ・情報収集：高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー、オンライン会議システム等を活用した動画、データ等で代替
 - ・リスク評価：人による分析・評価
- 例) 太陽光発電所の月次点検を遠隔監視・遠隔測定を可能に

- ・情報収集：高精度カメラ、ドローン等を活用した画像、データ等で代替
 - ・情報整理：人による整理
- 例) ドローンを活用した被災状況調査

監視カメラ、ドローン等により遠隔監視

例) タブレットを活用した遠隔監視システム

AI等の技術の
進歩

PHASE 3

判断の精緻化、
自動化・
無人化

- ・情報収集：同上
 - ・リスク評価：AI等を用いた画像認識・診断やビッグデータ分析等による技術支援・精緻化
- 例) 橋梁、トンネルなどの道路構成施設の点検におけるAIを活用した外力性診断、3次元可視化

- ・情報収集：同上
 - ・情報整理：AI等を用いた画像認識やRPAを用いたデータ整理等による技術支援・自動化
- 例) 画像解析による交通量調査

監視カメラ、ドローン等に加え、AI等を用いた無人化

例) 監視カメラの映像からAIによる画像認識処理の検出方法を用いた不審者の特定

※PHASE 2 及び 3 とともに、人力でなければ判断が難しい限定的な場合に限って目視、立入による検査等を実施

※規制を技術中立的なものとするため、技術カタログ等による代替手段の適用範囲、条件、実施効果などの明確化が必要

定期検査・点検の類型化（案）

2022.1.18

PHASE 1

定期検査・
点検

類型 1

- ①法令等により一律に「年一回」「月一回」「日一回」等と規定
 - ②法令等の但し書や認定制度等で定期の検査を緩和する規定があるが、条件が不明確
- 例) 浄化槽の指定検査機関による定期検査、車検、バス・トラックなどの事業用自動車の定期点検、農業委員会による農地利用状況の定期調査

第三者による一定の基準への適合性の判定
(第三者検査)

自らによる一定の基準への適合の判定
(自主検査)

実態・動向・量などの明確化
(調査・測定)

類型 2 ①

IoT等の新技術の導入や、リスク評価等を行う事業者が保守管理を行う場合は、第三者検査の検査周期を延長

類型 2 ②

遠隔・常時監視等により、検査周期を延長

例) 遠隔監視技術の活用により大型浄化槽の点検周期を延長

例) LPガスの保安の高度化に取り組んでいる事業者は、点検・調査周期を延長

類型 2 ③

IoT、ドローン、センサー等の新技術を活用するなどの調査・測定のオンライン化

例) 各種オンライン調査システム

PHASE 2

検査周期の
延長等

IoT等の技術の
進歩

PHASE 3

規制の代替による定期検査
規制の撤廃

類型 3 ①

IoT等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保守管理を行う場合は、自主検査とその記録の保存等を義務づけ、第三者検査を免除

例) 高度な保安を行うプラント事業者等は行政による検査を免除

類型 3 ②

IoT等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保守管理を行う場合は、検査記録の保存等を義務づけ、定期の自主検査規制を撤廃

類型 3 ③

リアルタイムモニタリングや高度な管理を行う事業者の認定制度等により、定期調査・測定規制を撤廃

※規制を技術中立的なものとするため、技術カタログ等による代替手段の適用範囲、条件、実施効果などの明確化が必要

「常駐・専任」規制の類型化（案）

PHASE 1
常駐・専任規制を課している

① 施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための「常駐・専任」規制（主としてモノのチェック等）
例）封印取付責任者の常駐、電気主任技術者の専任、建設業における技術者の専任 等

② 利用者の保護などを目的とし、対面での対応を行うための「常駐・専任」規制（主として人への対応）
例）旅行業務取扱管理者の常駐、介護老人保健施設の管理者の常駐、産業医の専属 等

常駐 類型1
✓ （物理的に）常に事業所や現場に留まること

専任 類型2
✓ 職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること

常駐 類型3
✓ （物理的に）常に事業所や現場に留まること

専任 類型4
✓ 職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること

PHASE 2
デジタル技術等による見直し

常駐義務の見直し 類型1
遠隔監視装置、監視カメラ、センサー等の活用による規制緩和

【緩和事例】
・サービス付き高齢者向け住宅の有資格者の常駐
→緊急通報装置を利用し夜間の常駐を不要としている措置を日中にも拡充予定

専任義務の見直し 類型2
左記技術活用による兼任の許容、専任者の資格要件緩和等

【緩和事例】
・電気主任技術者の専任
→遠隔監視装置などを活用し2時間以内駆付要件を緩和予定（2種電気主任→3種電気主任）
・建設業の技術者の専任
→遠隔監視装置などでの監督により兼任の緩和を検討

常駐義務の見直し 類型3
オンライン会議システムの活用等による規制緩和

【緩和事例】
・マンション管理業務主任者の常駐
→オンラインによる対応を可能

専任義務の見直し 類型4
左記技術活用による業務効率化により兼任可能にする、専任者の資格要件緩和等

【緩和事例】
・産業医の専属
→専属事業所と非専属事業所の兼任が許容
・宅地建物取引士の専任
→オンラインによる対応を可能

デジタル技術の進歩等

デジタル技術の進歩等

PHASE 3
常駐・専任規制を課していない

上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃 類型1
【上記技術活用の緩和事例】
・封印取付責任者の常駐
→業務内容を精査、通信機器による職務を可能

上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃 類型2

公的な証明書・講習・閲覧に対面・書面を求める規制の類型化(案)

PHASE 1
紙・人の介在

- ①法令等において、対面で「講習」受講、紙発行の公的証明書等を「揭示」、公的情報を役所等へ訪問して「閲覧」「縦覧」と規定
- ②法令等において、「講習」受講、公的証明書等を「揭示」、公的情報を「閲覧」「縦覧」と規定しているが、デジタル原則に適合する手段が可能かが不明確

PHASE 2
デジタル原則に適合する手段を可とする

※デジタル手続等の実装については、利用者数や費用対効果等の状況を鑑みながら検討

講習

類型 1 ①

オンラインによる講習受講を可とする例

- ・介護支援専門員更新研修
- ・一級建築士等定期講習
- ・危険物取扱者保安講習

類型 1 ②

受講申込のオンライン手続※を可とする例

- ・一級建築士等定期講習

※申込・申請のオンライン手続に手数料のキャッシュレス納付を含む

類型 1 ③

受講票・受講修了証等のデジタル発行を可とする

公的証明書等の揭示

類型 2 ①

インターネットの利用による公示(証明書等記載事項又はデジタル発行証明書等)を可とする例

- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録事項の公示

類型 2 ②

公的証明書等申請のオンライン手続※を可とする

類型 2 ③

証明書等のデジタル発行を可とする

申請による公的情報の閲覧・縦覧

類型 3 ①

閲覧等情報のデジタル化を可とする例

- ・農業信用基金協会の定款、事業報告書等の閲覧
- ・食品衛生法における登録検査機関の財務諸表等の閲覧

類型 3 ②

閲覧等申請のオンライン手続※を可とする

類型 3 ③

インターネットの利用による閲覧等を可とする

公的証明書等以外の情報の揭示 申請によらない公的情報の縦覧・閲覧

類型 4 ①

揭示・縦覧等情報のデジタル化を可とする

類型 4 ②

インターネットの利用による公開・縦覧等を可とする

①+②の例

- ・住宅宿泊仲介業約款の公開
- ・都市計画案の縦覧
- ・金融商品取引業者の業務状況等説明書類の縦覧

PHASE 3
デジタル完結を基本とする

類型 1

申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とする

類型 2

申請～証明書等発行～公示のデジタル完結を基本とする

類型 3

閲覧等情報～申請～閲覧等のデジタル完結を基本とする

類型 4

揭示・縦覧等情報～公開・縦覧等のデジタル完結を基本とする